

2019年、日本の地方自治体で
初めてCDOを設置しました。



2024年3月デジタル変革戦略室
を発展的解消しました。



1-1 旅する副町長事業の実績と成果(全国版)

● 事業の目指すことと成果指標

訪問場所数 全国：47市区町村かつ47都道府県各1市区町村以上

訪問時の様子はこちら→



No	日時	訪問先	意見交換・表敬訪問	講演実施	参加者数(概算)	備考
1	4月25日	沖縄県読谷村	村長	あり	40	4/26に沖縄県中部県域自治体職員にオンライン講演
2	5月24日	愛媛県伊予市	市長・副市長		10	全部長との1on1面談
3	5月30日	山形県山形市	市長・副市長		5	市長・副市長との意見交換。担当部長・課長への相談・助言
4	5月31日	宮城県大崎市	市長・副市長	あり	50	政策アドバイザーの委嘱
5	6月12日	和歌山県すさみ町	町長・副町長	あり	50	町内視察も実施
6	6月27日	栃木県小山市	副市長	あり	70	全部長、課長対象の講演
7	7月12日	埼玉県新座市	市長・副市長	あり	119	副課長級への講演、相談・助言
8	7月17日 7月18日	長野県箕輪町	町長・副町長	あり	85	町長、副町長、課長、係長等への講演、相談・助言
9	7月19日	千葉県	知事	あり	160	部長級への講演
10	7月25日	栃木県小山市	-	あり	103	係長級
11	8月5日	愛媛県松山市	副市長	あり	80	デジタルリーダー等
12	8月15日 8月16日	兵庫県明石市	副市長		41	デジタル推進員等
13	8月20日	岡山県備前市	教育長	あり	40	教育長、幹部職員等
14	9月12日	栃木県小山市				担当課
15	9月19日	奈良県山添村	村長			村長、課長等



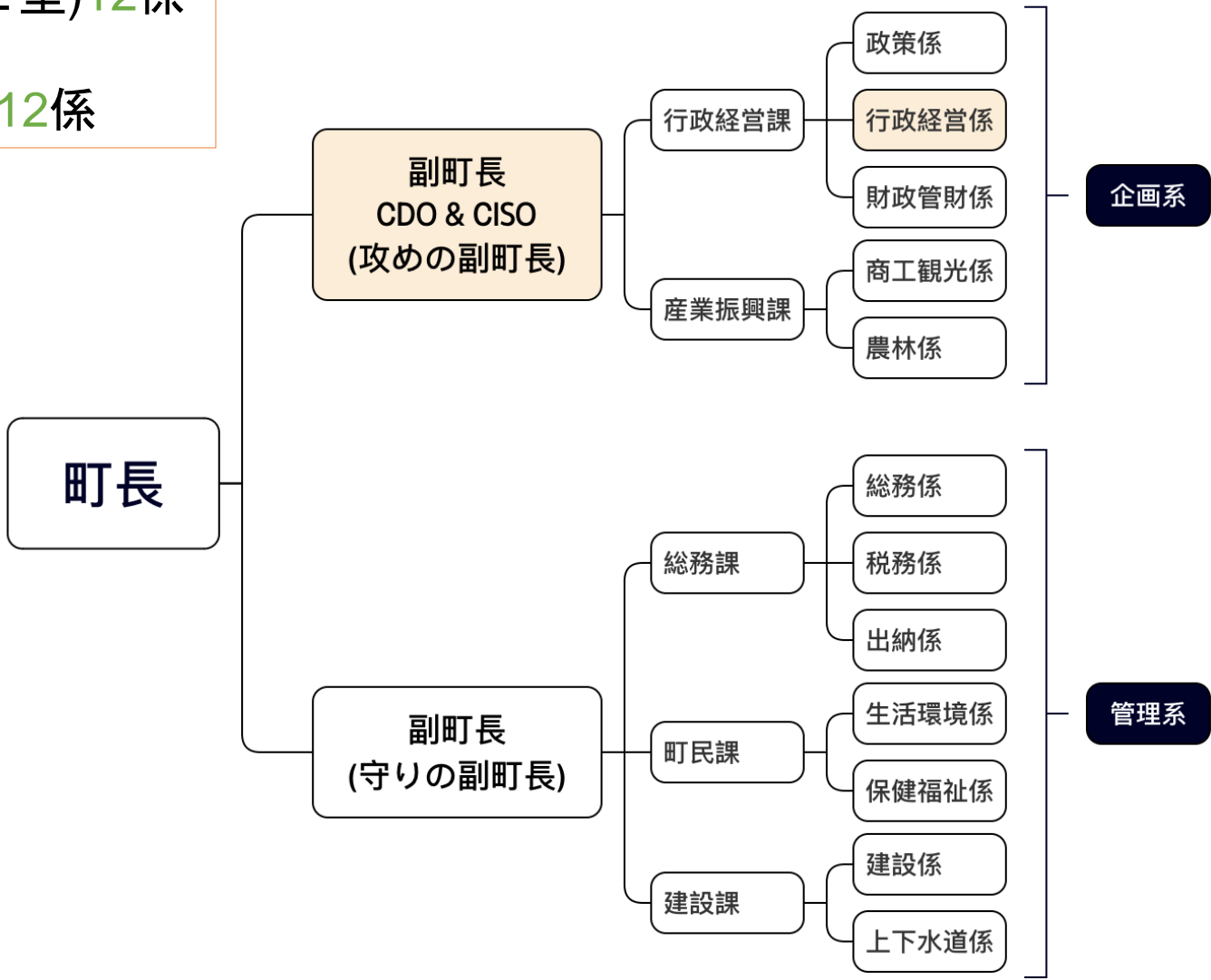
日本で初めて市町村のCDOになった菅原直敏さんは議員の皆様もすでにご存知の通りですが、彼のCDO時代の功績は非常に大きく、総合計画改定、DX室を含めた組織設計、デジタル変革戦略策定、旅する公務員事業、地域通貨ばんだいコイン事業等をDXに関わる各種事業の主導的な役割を担ってきました。

また、DXを手段として捉え、まちの課題解決を目的として推し進めていく上で様々な企業との連携、そして総務省の人脈、そして愛媛県市町村DX推進統括責任者や和歌山県をはじめとして数多くの全国県市町村でのデジタル変革を進めてきた人材であります。

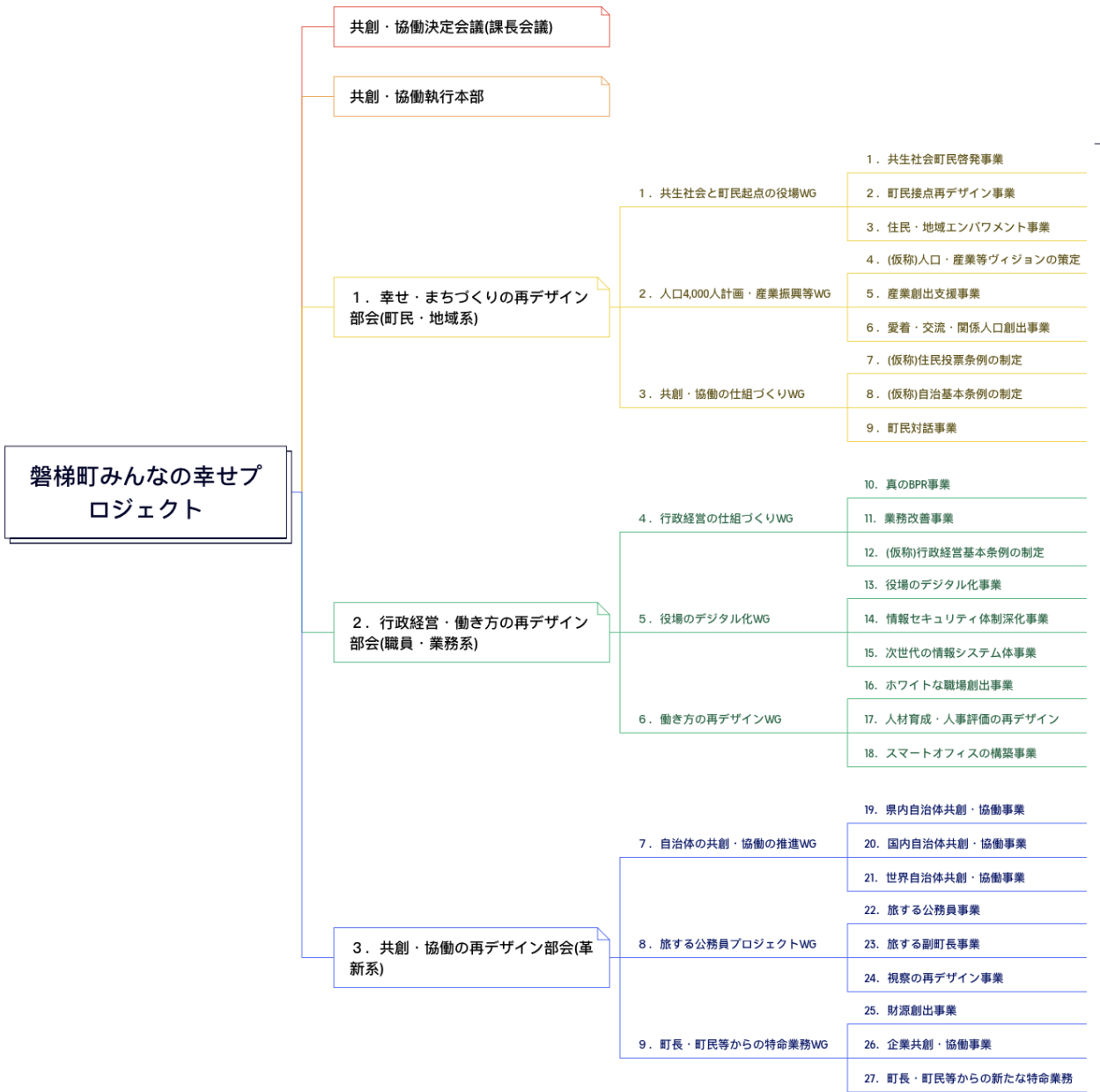
また、菅原さんは昨年まで神奈川県議会議員を4期を務め、行政・議会に関する広範な知識と実務経験、スタートアップ企業等における経営に関する知識と実務経験と、福祉面ではソーシャルワーカーとしての専門的知識と実務経験という3つの職業的背景を持っているオールマイティな人材であります。

今までの経験を最大限に活かしていただくことともに、目標する人口四千人への町を目指すため、基本目標である「やりがいのある仕事づくり」である農業、商工業、観光業など産業の創出、企業との連携、誘致を目指していただき、「共創協働のまちづくり」ではまちづくりの再デザイン、行政経営の再デザイン、幸せの再デザインを通して、国も推進する多様な働き方の先駆的实践者として、週休3日制、複業等の「働き方の再デザイン」に取り組むと同時に、磐梯町への交流・関係・愛着人口を増やすために、「旅する副町長」として、既成概念に捉われず、町内外、国内外を飛び回って頂きたいと考えております。

1 副町長 8 課(含 2 室) 12 係
↓
2 副町長 5 課 12 係



(仮称) 磐梯町町民の幸せプロジェクト



→28. 次期総合計画策定事業

将来像 2：働き方の再デザイン～いつでも、どこでも、誰とでも～

役場で業務にあたる職員等が、それぞれのライフスタイルとライフステージに応じて、自分らしくやりがいを持てる働き方を再デザインし、実現します。そのために、いつでも、どこでも、誰とでも働ける業務環境を構築します。このことにより、例えば、旅好きの職員が、世界各地を旅しながら業務にあたるということも想定します。

まず、「いつでも」という点については、非同期の働き方を仕組み化し、働く時間帯の柔軟性を担保します。具体的にはビジネスチャットツール等のクラウドツールの活用を原則とし、柔軟な働き方に対応した労務規則の整備、職員の意識変革を行います。

次に、「どこでも」という点については、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務、リモートワーク等）を希望する職員が選択できる仕組みを構築します。具体的には、業務を限界までインターネット系に寄せ、クラウドサービスで処理できるように、ゼロトラストの概念を取り入れたセキュリティ環境を構築します。

最後に、「誰とでも」という点については、価値を創造するために最適な人々と組織内外の境界線を超えて、プロジェクトベースでの共創を促進する仕組みを構築します。具体的には、複業人との共同プロジェクトの促進や役場内へのフリーアドレスの導入を行います。

なお、この将来像を実現するために重要な視点は、徹底的に職員本位で働き方をデザインすることであり、経費削減、業務効率化、生産性の向上といった役場本位の業務改革の視点は劣後します。したがって、費用がかかっても投資的に実施する取り組みが短期的には生まれます。ただし、中長期的な視点に立つならば、これらの将来像を実現することで、結果的に経費削減、業務効率化、生産性の向上も実現します。

また、職員等とは、単に正規雇用の職員のみを指すのではなく、あらゆる形態において磐梯町の業務に関わる人々を含みます。

以上より、子供との時間を確保しながら、介護をしながら、大学院に通学しながら等、あらゆるライフスタイル、ライフステージに合わせた、柔軟な働き方が実現します。また、この独特な働き方によって、自分らしく生きたいという優秀な人材が世界各地から磐梯町に関わってくれることも期待できます。

表2 年次有給休暇の取得状況(令和4年)

【令和4年1月1日～令和4年12月31日※】

〔参考〕 平均取得日数（日）

区 分	平均取得日数 (日)	
都道府県	12.8	(13.0)
指定都市	14.9	(14.2)
市区町村	12.0	(11.5)
301名以上 (536団体)	12.5	(12.0)
101名以上 300名以下 (689団体)	10.8	(10.4)
100名以下 (496団体)	10.6	(10.1)
全 体	12.6	(12.3)

国	15.5	(15.5)
民間	10.9	(10.3)

出典「令和5年国家公務員給与等実態調査」(人事院)
「令和5年就労条件総合調査」(厚生労働省)

民間企業の場合

労働基準法

第三十九条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

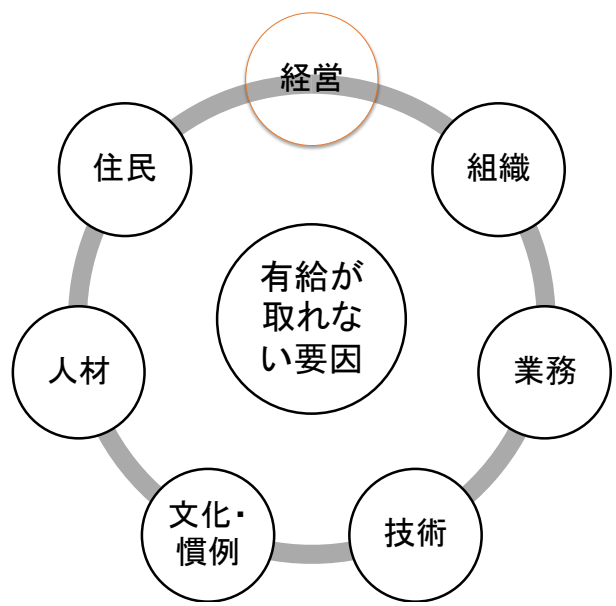
↓

有給休暇取得は労働者の権利

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和4年4月1日～令和5年3月31日」
 (注1) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。
 (注2) () は、令和3年の平均取得日数。(民間の数値は、令和3年(又は令和2会計年度))
 (注3) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

出典：「地方公務員における働き方改革に係る状況—令和4年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要—」総務省,2023年12月25日, https://www.soumu.go.jp/main_content/000919479.pdf

仮説：有給完全消化を実現するためには、あらゆる役場の課題を解消する総合的アプローチが求められる。また、町民、職員、組織の全ての利害関係者にとって、有益な成果を大きく与える。
↓
結果的に、組織、業務にかかるあらゆる課題が解決されざるを得ない。



2023年
磐梯町の
有給休暇取得
日数平均
約11.59日

2026年
磐梯町の
有給休暇取得
日数平均
約20日

2028年
有給完全消化
を一般化

ギャップ

3. 行動指針(バリュー)～磐梯町 DX 戦略の什の掟

「什の掟」:会津藩では、同じ町に住む六歳から九歳までの藩士の子供たちは、十人前後で集まりをつくっていました。この集まりのことを会津藩では「什(じゅう)」と呼び、そのうちの年長者が一人什長(座長)となりました。毎日順番に、什の仲間のいずれかの家に集まり、什長が「お話(什の掟)」を一つひとつみんなに申し聞かせ、すべてのお話が終わると、昨日から今日にかけて「お話」に背いた者がいなかったか どうかの反省会を行いました(会津藩校日新館 HP より)。「磐梯町 DX 戦略室『什の掟』」は、「什の掟」を DX 戦略室の構成員等の行動規範として、アレンジしたものです。

一、町民本位でなければなりません

行政は、町民のためにあることを肝に命じて、役場にかかる森羅万象を町民本位にデザインしましょう。また、町民本位の次に、職員本位も意識し、みんなに魅力ある磐梯町にしましょう。

二、誰一人取り残してはなりません

民間企業の DX と違い、行政の DX は相手を取捨選択できません。共生社会実現の視点から、すべての住民や職員が DX の恩恵に与れるようにお互いを気遣っていきましょう。

一、言葉や他者に踊らされてはなりません

何が町民本位であるかを常に自分の頭で考え(要求・要件定義)、同僚と対話し、行動するようにしましょう。本当にやるべきことがわかっているならば、次々と生まれる流行り言葉や、他者からの甘言に惑わされることはないはずですが、なお、流行り言葉は活用しましょう。その場合、注釈を加えましょう。

一、本当の価値を評価しなければなりません

私たちが DX を通じて行うべきは共生社会と将来像の実現であり、町民本位の価値の提供です。前例という「カタチ」に捉われず、「カチ」を評価し、共創しましょう。なお、価値を生み出せる人材を適正に評価し処遇しましょう。人材こそが全ての価値の源泉です。

一、できない理由を並べてはなりません

町民本位の価値があると信ずる道があるならば、できない理由ではなく、できる理由を考えて、行動しましょう。そのためには、町民を役場や制度の都合に合わせるのではなく、私たちが変わらしましょう。また、当たり前と思い込んでいる前提条件や常識すらも疑って考えましょう。

一、行動し、挑戦しなければなりません

どんなに重厚な計画書や戦略も行動と結果が伴わなければ意味がありません。自治体の DX はまだ誰もが見ぬ道です。リスクを恐れず、挑戦しましょう。

一、失敗を責めてはなりません

行動や挑戦には時として失敗が伴います。挑戦した者を讃えましょう。あわせて、失敗は組織のみならず社会に共有して、反省して、次に活かしましょう。

一、データ・事実と結果を軽視してはなりません

主観ではなく、客観(データ・事実)に基づいた取り組みを進めましょう(証拠に基づく政策立案)。また、アウトプット(結果)だけでなく、どのようなアウトカム(成果)を目指しているのかをしっかりと認識しながら取り組みましょう。

一、目的と手段を取り違えてはなりません

常に今の行動が何のためにあるのかを考えましょう。特に手段が目的化しないように、細心の注意を払いましょう。また、現在の行動が適切でないと感じられたならば、速やかに軌道修正しましょう(ピボット)。

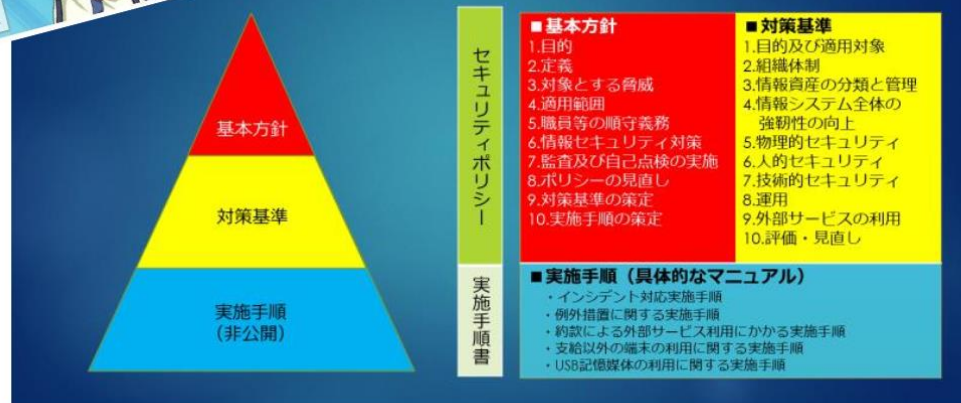
一、感謝し、他の模範とならねばなりません

私たちの取り組みはすべて先人の取り組みの上に成り立っています。このことに感謝し、DX を通じて、私たちが新しいカチをカタチにして(パラダイムシフト)、磐梯町から、会津地方、日本・世界を変えましょう。

ならぬことはならぬものです。

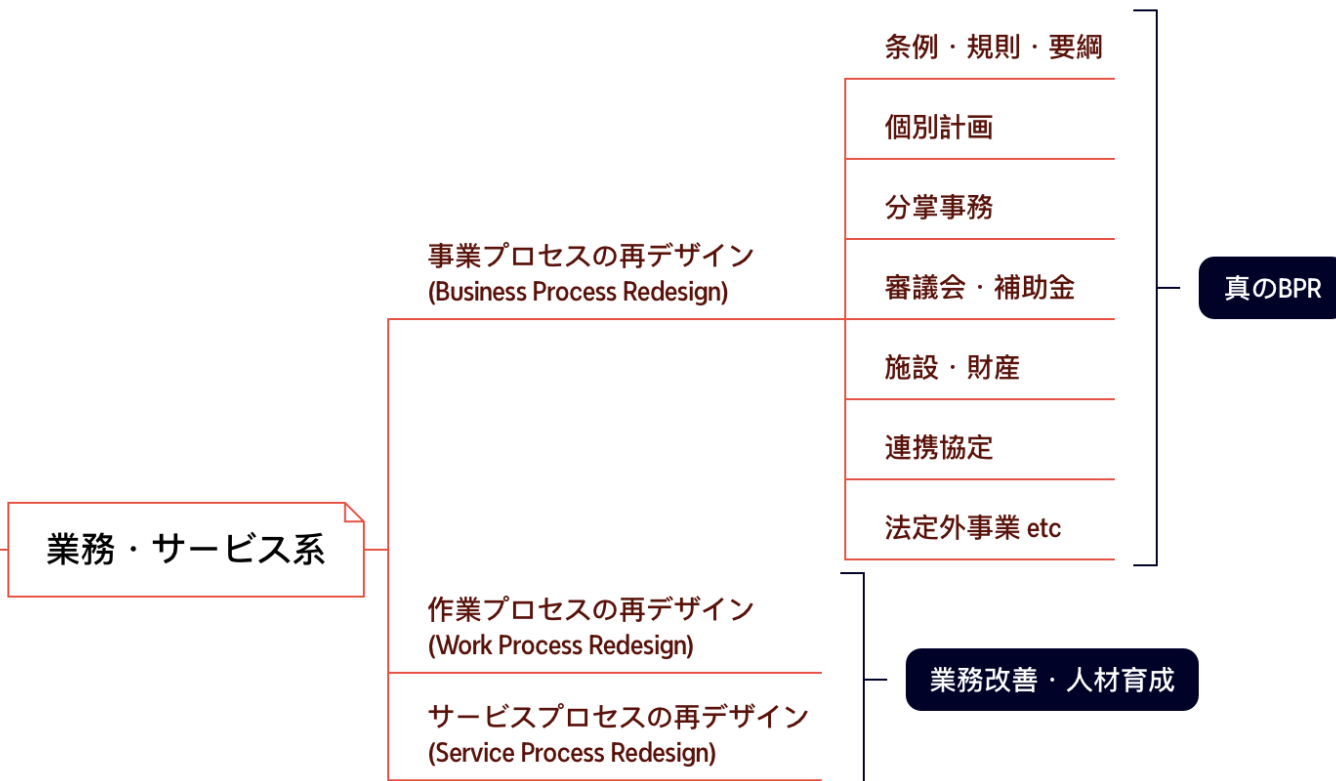


情報セキュリティポリシーの構成



情報セキュリティの 実質的運用

- ・全面改訂した情報セキュリティポリシーを実質的に運用できるよう、定期的にセキュリティのチェックと見直しを行うとともに、職員研修を実施し意識の醸成を図ります。
- ・職員にITパスポートや情報セキュリティマネジメントの資格取得を推奨します。



目的：業務を最上流のビジネスプロセスから無くすこと。

仮説：業務の25%程度は削減できるのではないか？

ECRSのフレームワークを活用

ECRSとは、業務改善を実視する上での、順番と視点を示したものです。ECRSは、Eliminate（排除）、Combine（結合）、Rearrange（代替）、Simplify（簡素化）の英語の頭文字を選択したものです。

BPR

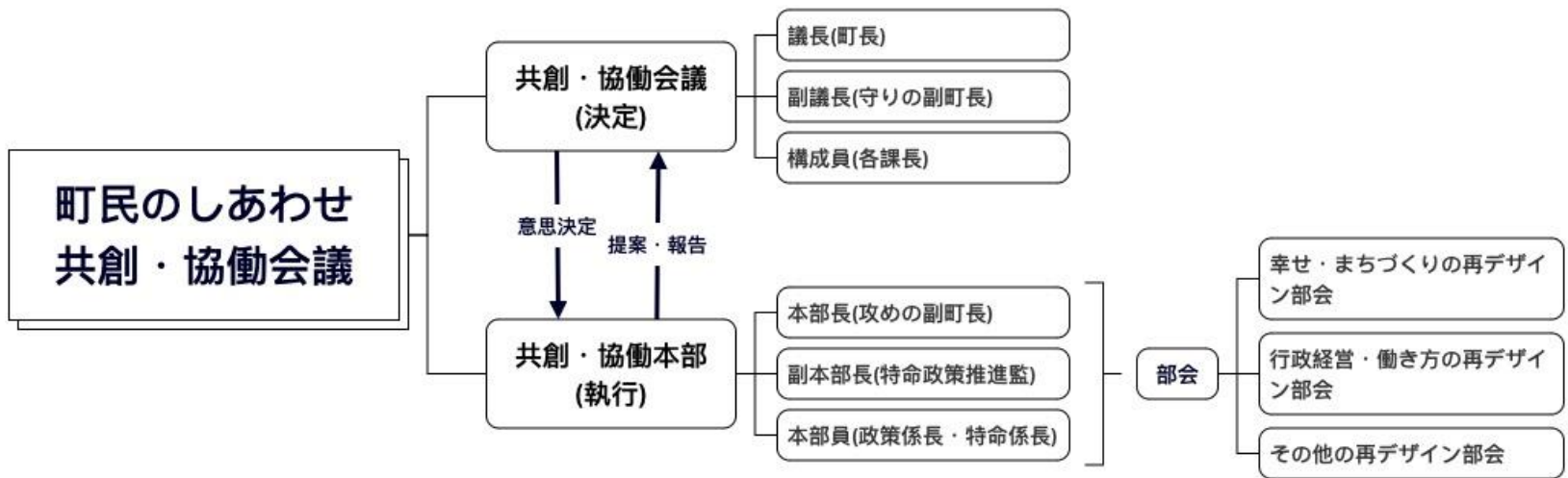
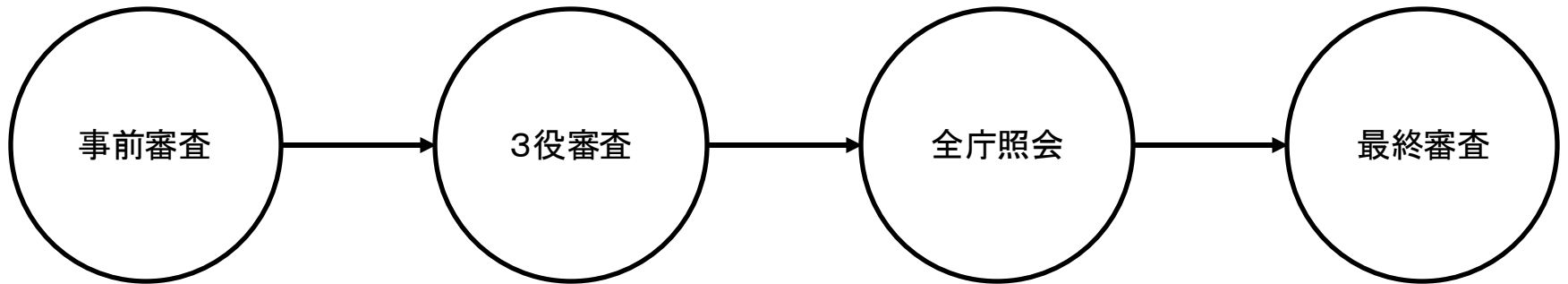
条例・規則・要綱等



業務改善

真のBPRで期待される効果

- 業務改善と比較して、業務削減に与えるインパクトが劇的に大きい
- 不要な業務改善をする必要がなくなる
- 合わせて、「作らせづらい」「消える」仕組みも設計すると持続可能的
- 反射的に国や県に改善を求めることが明確になる

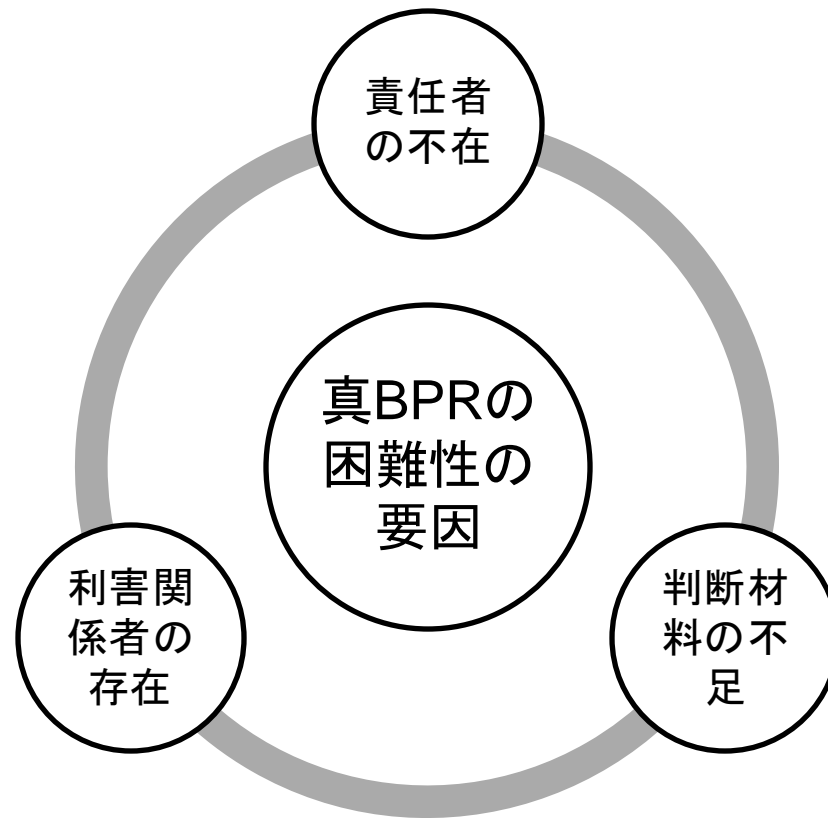


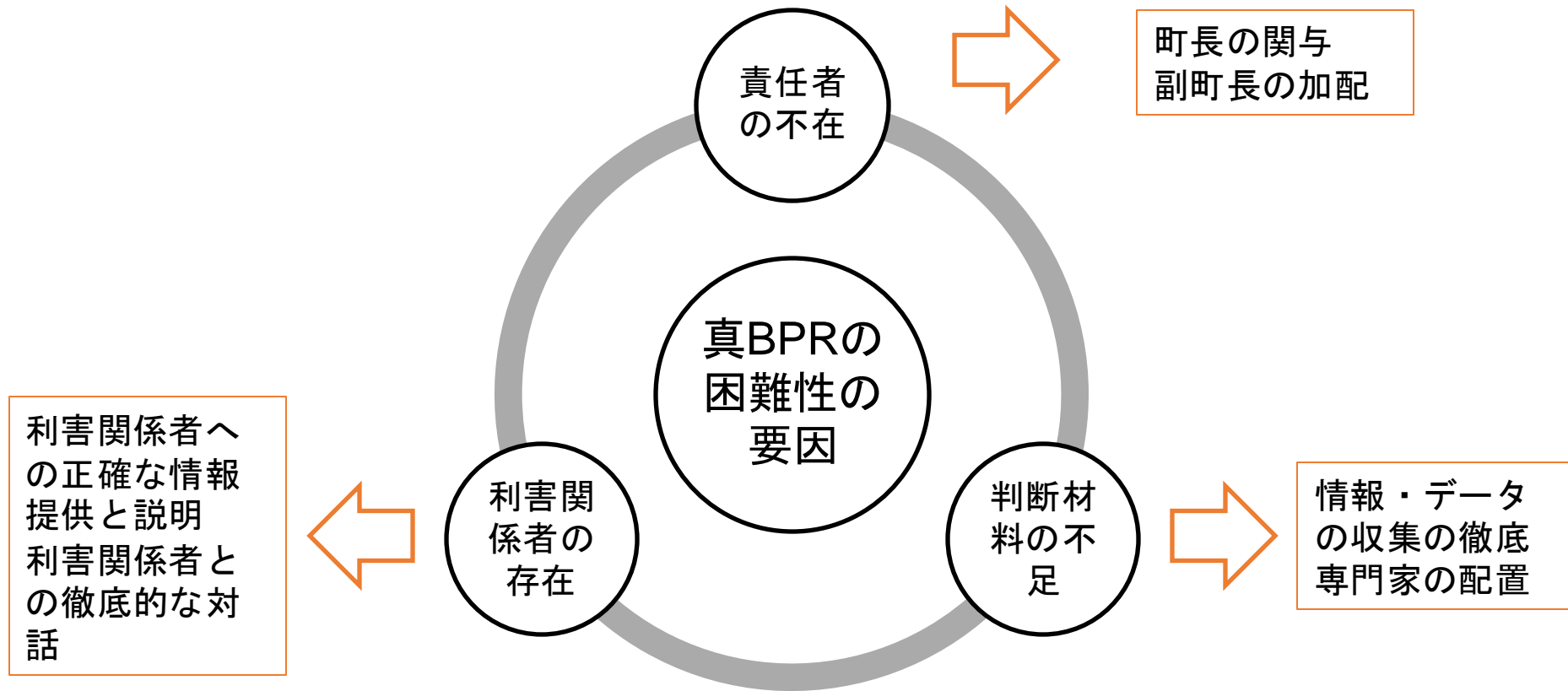
【実践】 真のBPR(例規編)

		初回審査日	2024/7/22		最終審査日		
名称		磐梯町総合計画条例					
基本情報	種別・制定年	種別番号	条例第37号	制定年	2019/12/13	最終改正年	
	例規分類	大分類	総規	中分類	町制	小分類	
制定分類・根拠		<input type="checkbox"/> 法定(<input type="checkbox"/> 必須/ <input type="checkbox"/> 任意) / <input checked="" type="checkbox"/> 任意 / <input type="checkbox"/> その他					
制定の沿革(背景・理由等)		<p>・制定背景：2019年6月に新町長が就任したことに伴い、従来の振興計画を総合計画と名称変更して、見直す作業が始まる。</p> <p>・制定理由：上記の背景から、「磐梯町振興計画審議会条例(昭和43年磐梯町条例第104号)」を廃止して、後継条例として、本条例を制定。</p>					
運用状況・実績		<input checked="" type="checkbox"/> 運用 / <input type="checkbox"/> 非運用(非運用期間： <input type="checkbox"/> 3年以上5年未満 / <input type="checkbox"/> 5年以上10年未満 / <input type="checkbox"/> 10年以上) / <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 非運用等の理由					
論点		<p>【論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定の是非 ・議会の議決の是非 ・審議会設置の是非 <p>【意見】</p>					
必要調査事項							
審査日と審査結果		<p>【庁内照会・最終審査】</p> <p>【3役審査】</p> <p>【事前審査】</p> <input type="checkbox"/> 廃止 / <input checked="" type="checkbox"/> 結合 / <input type="checkbox"/> 代替 / <input type="checkbox"/> 簡素化・内容見直し / <input type="checkbox"/> 審査継続 / <input type="checkbox"/> 現状維持 / <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 決定理由分類： <input type="checkbox"/> 目的達成・事業終了 / <input checked="" type="checkbox"/> 政策判断 / <input type="checkbox"/> 判断材料の不足 / <input type="checkbox"/> その他 →決定理由詳細：総合計画のみを目的とした条例とするのではなく、(仮称)行政経営基本条例の中で総合的に位置付けることが適切であると判断したため。					
関連情報・備考							

将来にわたって持続可能な行政経営を実現するための「行政経営の基盤」を構築することと、「働き方の再デザイン」のためです。







将来にわたって持続可能な行政経営を実現するための「行政経営の基盤」を構築することと、「働き方の再デザイン」のためです。

